

# 臨時報告書

(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令  
第19条第2項第2号の2の規定に基づく報告書)

北興化学工業株式会社

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年4月21日
【会社名】	北興化学工業株式会社
【英訳名】	HOKKO CHEMICAL INDUSTRY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐野 健一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号
【電話番号】	03（3279）5151(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 榎本 鋭
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号
【電話番号】	03（3279）5151(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 榎本 鋭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2026年4月21日開催の当社取締役会において、当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。以下同様とします。）および執行役員（国内非居住者を除く。以下も同様とし、取締役と併せて「取締役等」といいます。）を対象とした新たな業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入に伴い、2026年11月末日で終了する事業年度から2029年11月末日で終了する事業年度までの4事業年度（以下、「対象期間」といいます。）に関し、当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の給付の詳細を定めた取締役等株式給付規程（以下、「株式給付規程」といいます。）を制定し、その内容を取締役等に通知すること、並びに本信託を割当予定先とする当社株式の処分を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### (1) 銘柄

北興化学工業株式会社 普通株式

### (2) 発行数

処分数 160,000株

注1：発行数は、対象期間において、本制度に基づく業績達成度合いが最も高い場合（本信託から給付する株式数が最も多くなる場合）を想定した数としています。

注2：処分期日は、2026年5月8日を予定しています。

### (3) 発行価格および資本組入額

(i) 処分価額 1株につき 1,780円

※処分価額は、自己株式の処分にかかる当社取締役会（2026年4月21日）における決議日の前営業日の東京証券取引所での当社株式の終値としております。

(ii) 資本組入額 該当事項はありません。

### (4) 発行価額の総額および資本組入額の総額

(i) 処分価額の総額 284,800,000円

(ii) 資本組入額の総額 該当事項はありません。

### (5) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式です。  
なお、単元株式数は100株です。

### (6) 当該取得勧誘または売付け勧誘等の相手方の人数およびその内訳

取締役等 10名

### (7) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等（金融商品取引法施行令第2条の12第1号に規定する取締役等をいう。）である場合には、当該子会社と提出会社との関係

該当事項はありません。

### (8) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

下記(10)のとおりです。

### (9) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

下記(10)のとおり、当該株券等は、株式会社りそな銀行を受託者、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者とする信託において他の株券等と分別して管理されます。

### (10) 信託の受益権の内容

(i) 信託の受益権の内容

本制度は、取締役等の報酬のインセンティブとして、当社が金銭を拠出することにより設定した本信託が当社株式を取得し、株式給付規程に従い、取締役等に付与するポイントに相当する数の当社株式および当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を、本信託を通じて、取締役等に給付する制度です。

なお、取締役等に対しては、各事業年度終了日において在任または在籍している者に限りポイントが付与され、退任または退職等の正当な理由がある場合を除き、当社株式を給付することはありませんので、当該場合を除いて、当社の第77期半期報告書の提出前に当社株式等を給付することはありません。

<本制度の仕組み>

- ・付与されるポイント数：取締役等に付与するポイント数は、対象期間の各事業年度における役位および業績達成度に応じて、株式給付規程で定める基準に基づき決定されます。
- ・給付される当社株式等：株式給付規程で定める基準に基づき、付与されるポイント数に相当する当社株式等を給付します。
- ・給付条件：取締役等が、株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託を通じて、当社株式を給付します。ただし、株式給付規程の一定事由に該当する場合は、一部または全部を当社株式の給付に代えて当社株式の時価相当額の金銭を給付します。

<本信託の概要>

① 名称	役員向け株式給付信託
② 委託者	当社
③ 受託者	株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は、再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結しております。
④ 受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
⑤ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者
⑥ 信託契約締結日	2026年5月8日
⑦ 信託の期間	2026年5月8日から信託が終了するまで

(ii) 信託を用いて交付する予定の当該株券等の総数または総額  
160,000株

(iii) 信託を用いて当該株券等を交付することができる者の範囲  
取締役等のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

以 上